福岡県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営の基準等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準（第３条―第７条）

第３章　指定居宅介護支援事業者の指定の欠格事由に関する事項（第８条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づき、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）における指定居宅介護支援及び基準該当指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。

　（用語）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

第２章　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（通則）

第３条　法第４７条第１項第１号並びに法第８１条第１項及び第２項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

　（基本方針）

第４条　指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス等の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定居宅介護支援等の事業者は、事業の運営に当たっては、広域連合、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

　（記録の整備）

第５条　指定居宅介護支援等の事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録で次の表の左欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の右欄に掲げる期間保存しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| イ　指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録  ロ　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳  　⑴　居宅サービス計画  　⑵　アセスメントの結果の記録  　⑶　サービス担当者会議等の記録  　⑷　モニタリングの結果の記録 | 指定居宅介護支援の提供に係る保険給付支払の日 | ５年 |
| イ　利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録  ⑴　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　⑵　偽りその他不正な行為によって保険給 | 左欄の記録の完結の日 | ２年 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 付を受け、又は受けようとしたとき。  ロ　利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録  ハ　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |

　（暴力団関係者の排除）

第６条　指定居宅介護支援等の事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

２　指定居宅介護支援等の事業を行う事業所における管理者は、暴力団関係者であってはならない。

３　前２項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

　⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　⑵　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団員がその事業活動を支配する者

　⑶　福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）第１５条第２項、第１７条の３、第１９条第２項又は第２０条第２項の規定に違反した者で、同条例第２３条第１項の規定により、同条例第２２条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して２年を経過しないもの

　⑷　福岡県暴力団排除条例第２５条第１項第３号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しないもの

　⑸　法人でその役員のうちに、第１号、第３号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

　（その他の基準）

第７条　この条例に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、法第４７条第２項及び法第８１条第３項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

　　　第３章　指定居宅介護支援事業者の指定の欠格事由に関する事項

第８条　法第７９条第２項第１号（法第７９条の２第４項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）である者とする。

⑴　その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がある法人

　⑵　暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する法人

　⑶　福岡県暴力団排除条例第１５条第２項、第１７条の３、第１９条第２項又は第２０条第２項の規定に違反した法人で、同条例第２３条第１項の規定により、同条例第２２条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して２年を経過しないもの

　⑷　その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第１５条第２項、第１７条の３、第１９条第２項又は第２０条第２項の規定に違反した者で、同条例第２３条第１項の規定により、同条例第２２条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して２年を経過しないものがある法人

　⑸　福岡県暴力団排除条例第２５条第１項第３号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しないもの

　⑹　その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第２５条第１項第３号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しないものがある法人

附　則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。